

11月5日 安全統括管理者及び運航管理者研修

特定操縦免許制度について

北海道運輸局
海上安全環境部
船員労働環境・海技資格課

「海上運送法等の一部を改正する法律」による船舶職員法の一部改正に伴い、令和6年4月より、小型旅客船・遊漁船の船長に必要な「特定操縦免許」に関する制度改正が施行。

▶▶▶ 令和6年4月以降に特定操縦免許を取得する者から即時適用



特定操縦免許講習

- ・講習が8時間(学科4h、実技4h)以上追加
→ 合計15時間以上の課程に
- ・科目毎の修了試験(補講・再試有り)
- ・講習機関の登録権限は運輸局長に委任



履歴限定制度

- ・沿海区域以遠を航行した履歴 1年
- ・履歴限定時、小型旅客船等に船長として乗船可能な航行区域を平水区域に限定

▶▶▶ 既存の特定操縦免許受有者の取り扱い



経過措置 2年間

- ・2年間は現行免許のままで乗船可能
- ・新特定操縦免許に切り替えた時点で履歴限定制度の対象



移行講習

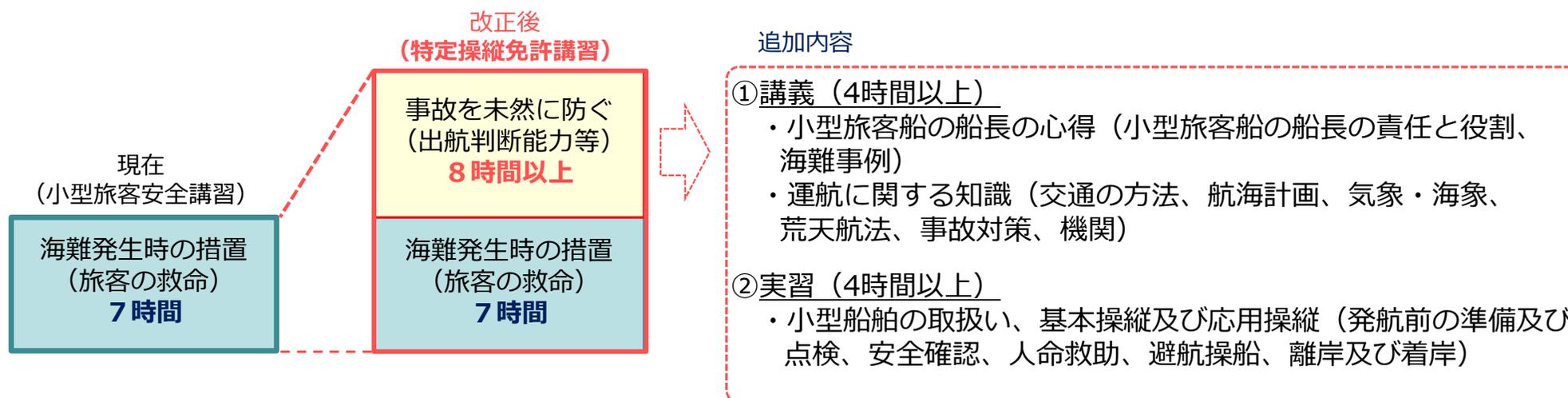
- ・特定操縦免許講習の拡充内容相当
- ・一定の乗船履歴で乗船実技科目を免除

- 小型旅客船の船長業務を行うにあたり必要な特定操縦免許の要件としている講習について、海難発生時の措置以外の内容を追加し、「**特定操縦免許講習**」とする。
- 告示で定める講習の課程について、旅客船の船長として特に重要な知識・技能の向上に資するものを**新たに取り入れる**とともに、修了の要件として**修了試験**を導入する。



講習課程の拡充

「事故を未然に防ぐ」観点から、講習内容に船長の心得や出航判断能力に関わる知識等の学科科目及び旅客船の安全運航に必要な操船技術に関わる乗船実習科目を追加する。



修了試験の導入

修了試験制度を創設し、修了試験に合格した者に対してのみ特定操縦免許を行うものとする。なお、不合格の場合は、合格基準に達するまで補講及び再試験を行うこととする。

運航の可否判断や悪天候時の避難港の活用等の判断を担う船長の資質向上を図る観点から、沿海区域以遠を航行する小型旅客船・遊漁船の船長に、一定の乗船履歴を求めることとする。



必要な
乗船履歴

沿海区域※以遠を航行する 総トン数200トンまでの船舶
において 船長、航海士又は甲板部員として乗り組んだ履歴
※限定沿海区域を含む。

1年以上



履歴限定
の内容

小型旅客船・遊漁船に船長として乗船できる航行区域

平水区域
のみ



履歴の
計算・証明

船員手帳受有者・・・船員手帳上の雇入期間（有給休暇取得日数等を控除）
一括届出事業者・・・届出期間（対象外の船舶に乗船した日数等を控除）
遊漁船・・・遊適法に基づく乗務記録、実務経験証明書等
その他証明方法・・・船舶所有者又は船長による乗船履歴証明書等

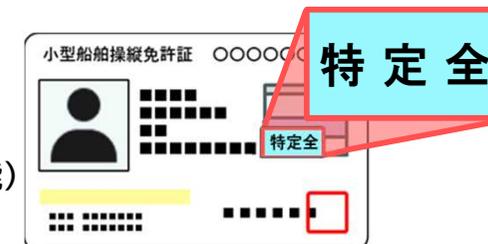
船長要件の確認（操縦免許証による確認方法）

※R6.4以降に交付されるものに限る。

履歴限定あり
(平水区域で乗船可能)



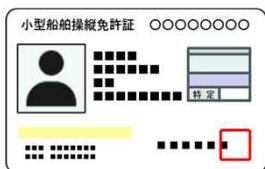
履歴限定なし
(全ての航行区域※で乗船可能)
※一級又は二級の操縦免許に
応じた区域内



改正法の施行日(令和6年4月1日)から2年間(令和8年3月31日まで)を経過措置期間とする。



施行日以前に取得された特定操縦免許の取り扱い



令和8年3月31日までに限り、特別な手続きをすることなく、全ての航行区域※において小型旅客船等に船長として乗船可能

※一級又は二級の操縦免許に応じた区域内

✓ 新特定操縦免許に切り替えた場合、経過措置期間中でもその時点で履歴限定の対象



移行講習

特定操縦免許講習

事故を未然に防ぐ
(出航判断能力等)
8時間以上

海難発生時の措置
(旅客の救命)
7時間(※)

移行講習

既存の特定操縦免許受有者は、移行講習(今回拡充される内容部分)を修了することで新特定操縦免許に切り替えが可能

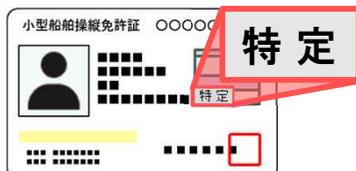
- ✓ 修了試験に合格した者にのみ修了証明書を交付
- ✓ 一定の乗船履歴を有する者については乗船実技科目を免除

※一定の乗船履歴とは、旅客船・遊漁船の船長として3ヶ月(90日)以上

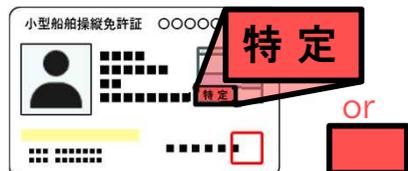


経過措置期間に切り替えを行わなかった者等の取り扱い

- ・移行講習を受講していない者が、経過措置期間中に免許証を更新した場合
 - ・経過措置期間中に免許の切り替えを行わなかった者が、経過措置期間終了後に免許証を更新した場合
- ✓ 「特定」の記載欄を赤色にした免許証を交付(経過措置期間終了後に更新した場合、「特定」の文字なし)



現行の免許証



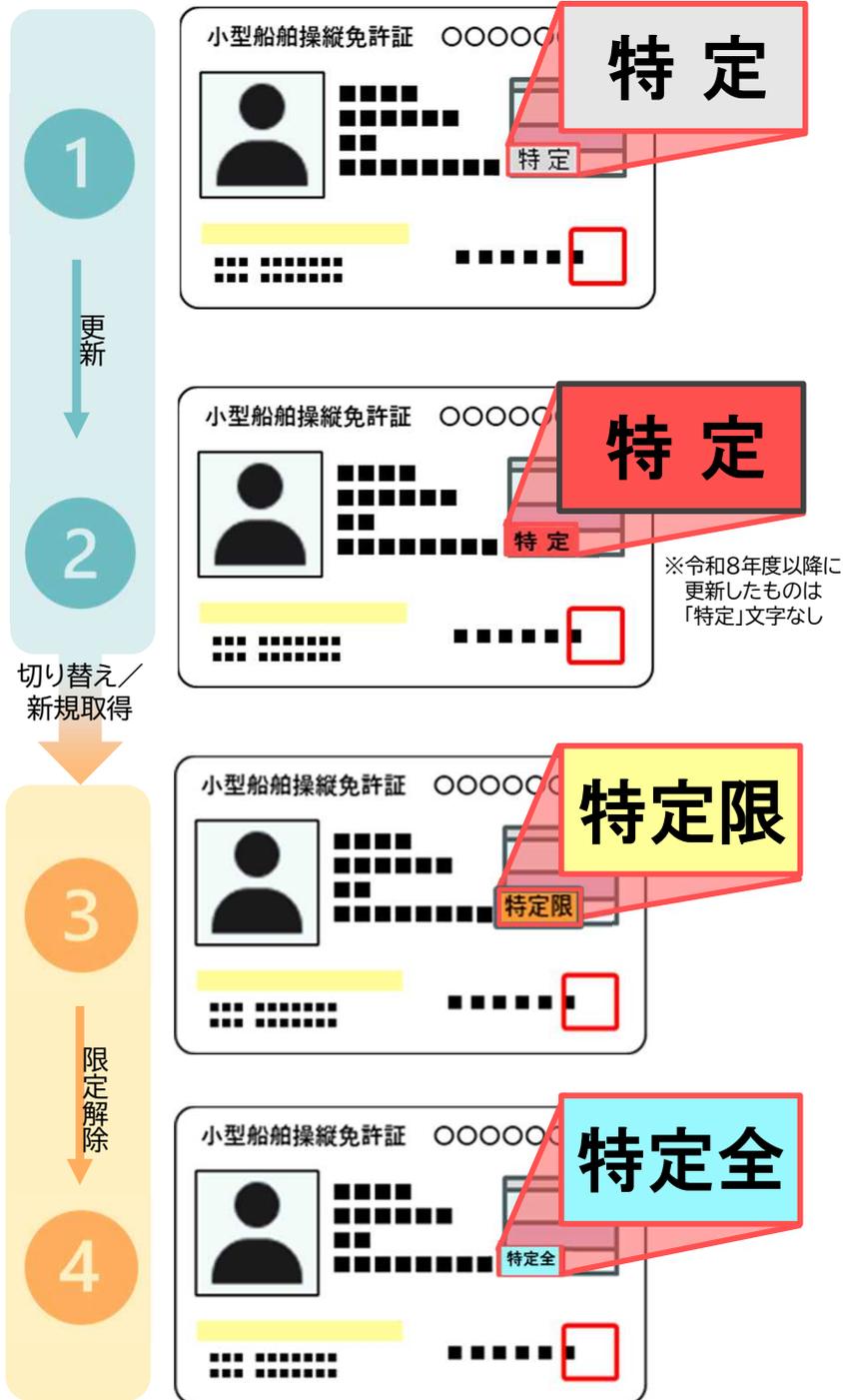
更新後の免許証



文字なし

特定又は[]の免許証では、令和8年4月1日以降小型旅客船等に船長として乗船できない。

特定又は[]の免許証を有する者が経過措置期間終了後に特定操縦免許講習を受ける場合、救命科目は免除(実質、移行講習と同じ)。



施行前に交付された旧特定操縦免許に係る免許証

小型旅客船等に
乗船可能な区域 一級又は二級の操縦免許に応じた区域

小型旅客船等に
乗船可能な期間 令和8年3月31日まで

施行後に更新された旧特定操縦免許に係る免許証

小型旅客船等に
乗船可能な区域 一級又は二級の操縦免許に応じた区域

小型旅客船等に
乗船可能な期間 令和8年3月31日まで

施行後に交付された新特定操縦免許(履歴限定)に係る免許証

小型旅客船等に
乗船可能な区域 平水区域のみ

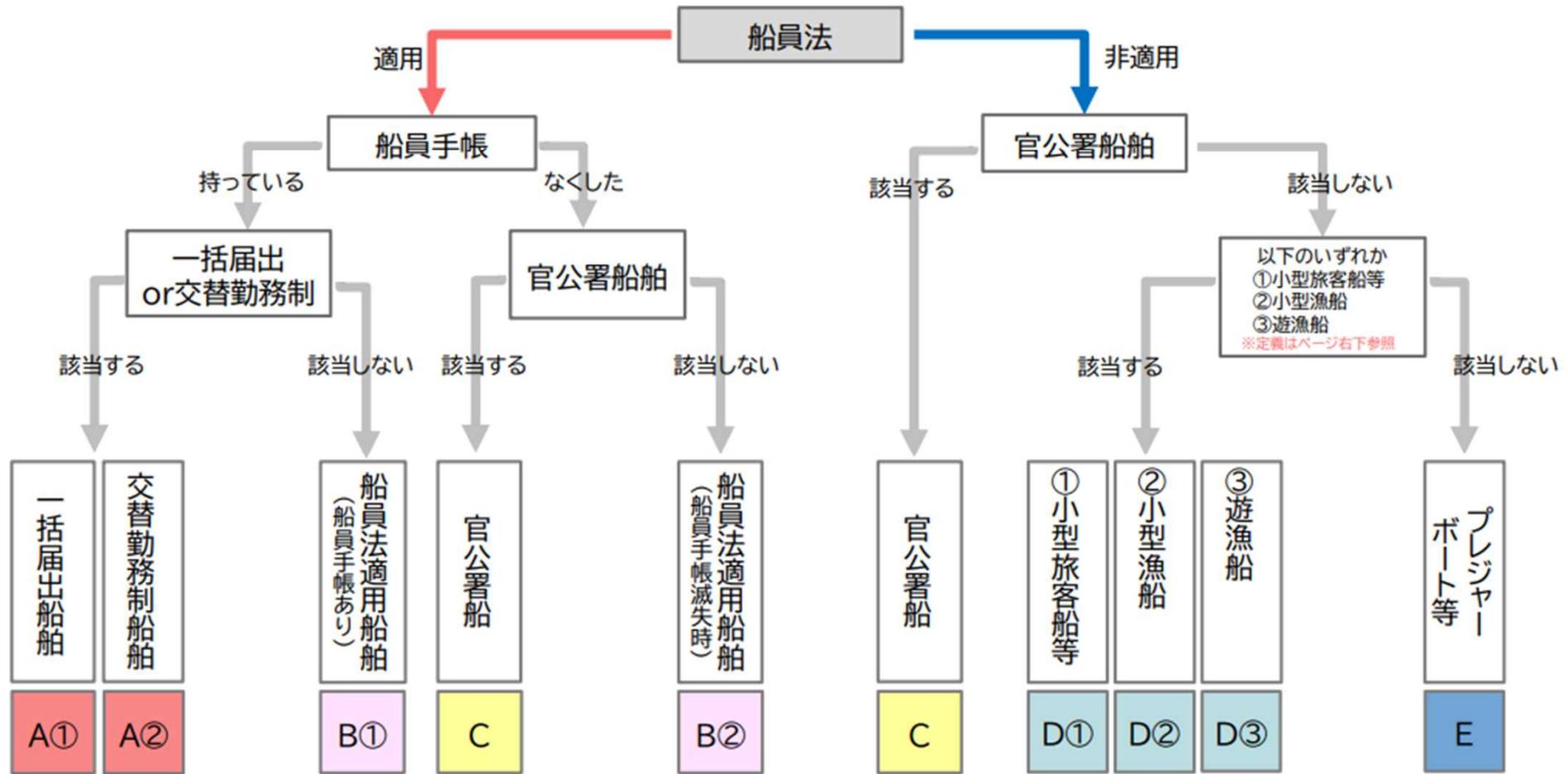
施行後に交付された新特定操縦免許(限定なし)に係る免許証

小型旅客船等に
乗船可能な区域 一級又は二級の操縦資格に応じた区域

特定操縦免許制度に係る乗船履歴 必要書類等 分類表

R6. 10. 11

証明しようとする履歴において乗り組んだ船舶は・・・



必要書類等は次ページ以降参照

※①～③の定義
 ①小型旅客船等
 海上運送法第2条第2項の船舶運航事業の用に供する船舶(物のみの運送の用に供する船舶を除く。)
 ②小型漁船
 漁業法第37条に規定する大臣許可漁業又は同法第58条に規定する知事許可漁業の用に供する船舶
 ③遊漁船
 遊漁船業の適正化に関する法律第2条第2項に規定する遊漁船

特定操縦免許制度に係る乗船履歴 必要書類等チェックリスト

R6. 10. 11

| | | | |
|---------|----|----------------------|---|
| 船員法適用あり | A① | 一括届出船舶 | <input type="checkbox"/> 船員手帳 又は 船員法施行規則第39条第1項の規定による地方運輸局長の船員手帳記載事項証明 <input type="checkbox"/> 第5号様式 特定操縦免許制度に係る乗船履歴証明書(一括届出又は交替勤務制船舶用) <input type="checkbox"/> 一括届出許可書の写し <input type="checkbox"/> 乗船中の職務が分かる書類(勤務表等) |
| | A② | 交替勤務制船舶 | <input type="checkbox"/> 船員手帳 又は 船員法施行規則第39条第1項の規定による地方運輸局長の船員手帳記載事項証明 <input type="checkbox"/> 第5号様式 特定操縦免許制度に係る乗船履歴証明書(一括届出又は交替勤務制船舶用) <input type="checkbox"/> 海員名簿(ローテーション表を含む) |
| | B① | 船員法適用船舶 (船員手帳あり) | <input type="checkbox"/> 船員手帳 又は 船員法施行規則第39条第1項の規定による地方運輸局長の船員手帳記載事項証明 <input type="checkbox"/> 第1号様式 乗船履歴表 |
| | B② | 船員法適用船舶 (船員手帳滅失時) | <input type="checkbox"/> 第3号様式 特定操縦免許制度に係る乗船履歴証明書(一般用)又は第4号様式証明書(自己証明用) <input type="checkbox"/> 船舶検査手帳の写し or 漁船の登録の謄本 or 居住する市町村の長による規則第32条第2項各号についての証明書 ※官公署船に乗り組んだ場合は「C」に該当 |
| 船員法適用なし | C | 官公署船 | <input type="checkbox"/> 第2号様式 特定操縦免許制度に係る乗船履歴証明書(官公署用) ※船員手帳を持っている場合は「B①」に該当 |
| | D① | 小型旅客船等 | ※ 詳細はP.4(①代表者)、P.5(②代表者以外) |
| | D② | 小型漁船 | ※ 詳細はP.6(③代表者)、P.7(④代表者以外) |
| | D③ | 遊漁船 | ※ 詳細はP.8(⑤代表者)、P.9(⑥代表者以外)、P.10(⑦遊漁船業務主任者) |
| | E | プレジャーボート等 | ※ 詳細はP.11(⑧代表者)、P.12(⑨代表者以外) |

履歴限定解除にかかる必要書類フロー図(船員法非適用船舶)

※表に記載の必要書類は代表的な事例によるものです。必要書類は、個別の内容等により異なる場合があります。

R6. 10. 11



①小型旅客船等の代表者の場合

※表に記載の必要書類は代表的な事例によるものです。必要書類は、個別の内容等により異なる場合があります。

R6. 10. 11

※必ず検査証書の写しも

- 船舶検査手帳の写し or 漁船の謄本 or
居住する市町村の長による規則第32条第2項各号についての証明書
- 第4号様式証明書(自己証明用)
 - a. マリーナ等の船舶管理者が追加証明を行う場合
 - 乗船していたことを明らかにしうる書類 (例: マリーナ等の管理記録、領収書等)
 - b. 所属する団体(旅客船協会等)の長が追加証明を行う場合
 - 乗船していたことを明らかにしうる書類は不要
- 当該船舶の乗組員(船長または甲板部員)として職務を行ったことを証明する書類
(例: 税務署に提出した『個人事業主のための開業届』等)

<定期事業の場合>

- 乗船期間中の出勤簿等その他勤務の状況を確認できる書類

<不定期事業の場合>

- 証明する乗船期間のうち任意の1か月分の運航実績
- 運航実績にて示した1か月分の出勤簿等その他勤務の状況を確認できる書類※
(例: 船舶運航事業者等の提出する定期報告書(船長が代表者のみの場合に限る)等)

※「証明する乗船期間のうち任意の1か月分の運航実績」にて勤務の状況(乗船日、乗組員、航行区域)を確認できる場合は出勤簿等の提出は不要

- 海上運送法に基づく事業許可申請書 or 事業登録申請書 or 事業開始届出書 の写し

②小型旅客船等のその他乗組員(代表者以外)の場合

※表に記載の必要書類は代表的な事例によるものです。必要書類は、個別の内容等により異なる場合があります。

- 船舶検査手帳の写し or 漁船の謄本 or
居住する市町村の長による規則第32条第2項各号についての証明書

R6. 10. 11

※必ず検査証書の写しも

- 第3号様式証明書(一般用)

- 当該船舶の乗組員(船長または甲板部員)として職務を行ったことを証明する書類
(例:労働条件通知書、雇用契約書等)

<定期事業の場合>

- 乗船期間中の出勤簿等その他勤務の状況を確認できる書類

<不定期事業の場合>

- 証明する乗船期間のうち任意の1か月分の運航実績
- 運航実績にて示した1か月分の出勤簿等その他勤務の状況を確認できる書類※
(例:船舶運航事業者等の提出する定期報告書(船長が代表者のみの場合に限る)等)

※「証明する乗船期間のうち任意の1か月分の運航実績」にて勤務の状況(乗船日、乗組員、航行区域)を確認できる場合は出勤簿等の提出は不要

- 海上運送法に基づく事業許可申請書 or 事業登録申請書 or 事業開始届出書

⑧プレジャーボート等(A～D以外)の代表者の場合

※表に記載の必要書類は代表的な事例によるものです。必要書類は、個別の内容等により異なる場合があります。

R6. 10. 11

※必ず検査証書の写しも

- 船舶検査手帳の写し or 漁船の謄本 or
居住する市町村の長による規則第32条第2項各号についての証明書
- 第4号様式証明書(自己証明用)
 - a. マリーナ等の船舶管理者が追加証明を行う場合
→乗船していたことを明らかにしうる書類 (例: マリーナ等の管理記録、領収書等)
 - b. 所属する団体の長が追加証明を行う場合
→乗船していたことを明らかにしうる書類は不要
- 当該船舶の乗組員(船長または甲板部員)として職務を行ったことを証明する書類
(例: 税務署に提出した『個人事業主のための開業届』等)
- 乗船期間中の出勤簿等その他勤務の状況を確認できる書類

「プレジャーボート等」には、旅客船、漁船、遊漁船以外の船種の船舶が該当します。

※作業船などはここになります！

※表に記載の必要書類は代表的な事例によるものです。必要書類は、個別の内容等により異なる場合があります。

R6. 10. 11

- 船舶検査手帳の写し or 漁船の謄本 or
居住する市町村の長による規則第32条第2項各号についての証明書
- 第3号様式証明書(一般用)
- 当該船舶の乗組員(船長または甲板部員)として職務を行ったことを証明する書類
(例:労働条件通知書、雇用契約書等)
- 乗船期間中の出勤簿等その他勤務の状況を確認できる書類

※必ず検査証書の写しも

「プレジャーボート等」には、旅客船、漁船、遊漁船以外の船種の船舶が該当します。

※作業船などはここになります！

第3号様式

特定操縦免許制度に係る乗船履歴証明書(一般用)

(申請者)

| | | | | |
|----------|---------|---------------------------|------|--------|
| 氏名 | A | 乗船 期間 中の 勤務 先 | 職名 | 船長・甲板員 |
| 本籍の都道府県名 | 北海道 | | 名称 | |
| 生年月日(西暦) | | | 所在地 | |
| 現住所 | | | 電話番号 | |

(証明者)

| | |
|---------|----------|
| 氏名 | |
| 申請者との間柄 | 雇主 |
| 現住所 | 札幌市..... |
| 職業 | 会社経営 |
| 勤務先 | 名称 |
| | 所在地 |
| | 電話番号 |
| | 職名 |

地方運輸局長
運輸支局長 殿
海事事務所長

..... A の乗船履歴は下表のとおり相違ないことを証明します。
(申請者名)

令和6年8月7日 (記名)

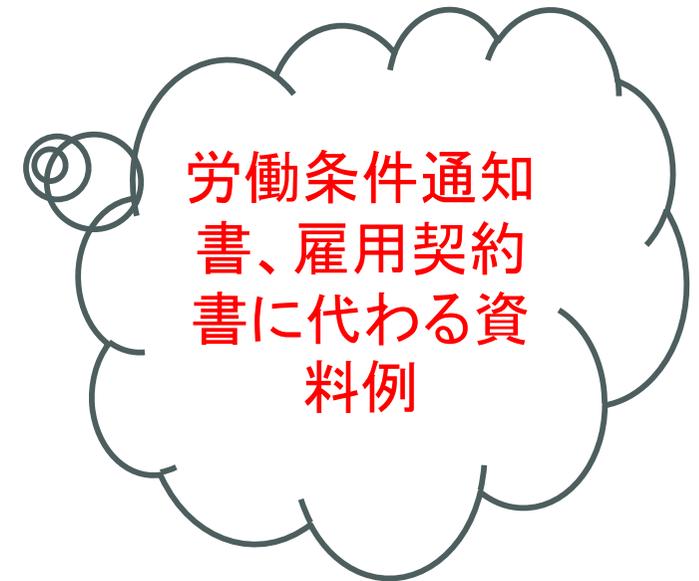
| 乗船 順位 | 船舶名 | 船舶所有者 | 総トン数 | 航行する 区域 | 職名 | 乗船した年月日 | 下船した年月日 | 乗船期間 |
|----------|-----|-------------|-------|------------|-------|-----------|------------|------------------|
| 1 | 丸 | 株式会社 | 0.9トン | 限定沿海 | 甲板員 | H28年7月6日 | H28年10月31日 | 2月25日 (休暇33日) |
| 2 | " | " | " | " | 船長 | H27年3月30日 | H27年12月25日 | 6月16日 (休暇75日) |
| 3 | " | " | " | " | " | H25年6月26日 | H26年2月28日 | 5月29日 (休暇69日) |
| 4 | | | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 5 | | | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 6 | | | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 7 | | | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| 8 | | | | | | 年 月 日 | 年 月 日 | 年 月 日 |
| ※照合者認印 | | ※(認定) 年 月 日 | | | 期間の合計 | | 1年3月10日 | |

- 注1. ※欄は記入しないでください。
- 注2. 最新の乗船から順次さかのぼり認定可能な乗船期間の合計が1年2か月程度になる分まで記入してください。
- 注3. 記載事項が多いときは、適宜二葉以上にわたって記載してください。
- 注4. 乗船した日と下船した日は、いずれも期間に算入してください。ただし、同一日であるときの乗船期間は、1日となります。
- 注5. 証明者が法人である場合は、その代表者氏名で証明してください。
- 注6. 官公署の船舶に乗り組んだ履歴は、この様式では証明できません。

※休暇の除外は有給日等であるが、このケースでは週休日を除外している。

(庶務式14号)

| 作業所勤務命令書 | | | | |
|---------------------|-------------------|---------|--------------------------------------|------------|
| 発令年月日 平成25年6月26日 | 担当部長 | 〇〇 〇〇 | | |
| 作業所名 H25: ケーソン | 工事名 漁港ケーソン製作その他工事 | | 工 期 (自) 平成25年6月26日 (至) 平成26年2月28日 | |
| 氏名 | 作業所職務 | 安全管理職務 | 廃棄物処理職務 | 解除予定年月 |
| A | 所長 | 総括安全責任者 | 処理責任者 | 平成26年2月28日 |
| B | 主任 | 元方安全責任者 | | 平成26年2月28日 |
| (備考) | | | | |
| 丸 船 長: A 甲板部員: B | 発注者 | 〇〇 | 開発建設部 | |
| | 請負額 | (| 千円) 千円 | |
| | 請負形態 | 〇〇・〇〇 | 經常JV | 60:40 |



発航前 法定備品点検表

航行区域： 漁港区域及び沖合2哩の海域

| | | | | | | | |
|-------|---------------|--------|---|----------|--------------|-----|--------|
| 工事名 | 漁港ケーソン製作その他工事 | 船長名 | A | 船舶の仕様 | 総トン数: 0.9 トン | 船舶長 | 6.48 m |
| 作業所名 | H25 ケーソン | 甲板部員名1 | B | 船名(船舶番号) | 丸(第2号) | | |
| 作業所長名 | A | 甲板部員名2 | | 船舶所有者 | 株式会社 | | |

| 点検項目 | | | 平成25年8月 (2013年8月) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-----------------------------------|-------|---------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| | | | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
| 係船設備 | 1 係船ロープ | 2 本 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 2 アンカー | 1 個 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 3 アンカーロープ | 1 個 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 救命設備 | 4 小型船舶用救命胴衣(船名又は船舶番号又は所有者名を表示) | 定員数 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 5 小型船舶用救命浮置(船名又は船舶番号及び船種又は定保港を表示) | 1 個 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 6 小型船舶用信号紅炎 | 1 セット | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 消防 | 7 小型船舶用粉末消火器(赤バケツ) | 1 個 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 8 バケツ及びびあくみ(消防用と兼用可) | 1 個 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 排水 | 9 音響信号器具(汽笛又は笛) | 1 個 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 10 汽笛及び号鐘(全長12m未満のものは不要) | 各1個 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 航海用具 | 11 黒色円すい形形象物(帆船に必要) | 1 個 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 12 黒色球形形象物 ※ | 3 個 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 13 マスト灯 ※1 | 1 個 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 14 げん灯又は両色灯 ※2 | 1 対 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 15 船尾灯 ※1 | 1 個 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 16 停泊灯 | 1 個 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一般備品 | 17 紅灯 ※3 | 2 個 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 18 工具 ※4 | 1 個 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| | 19 プラグレンチ(ガソリン機関) | 1 個 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |

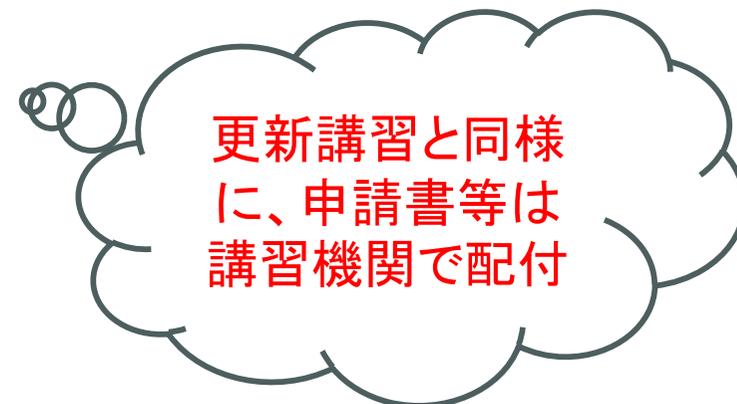
点検者 **すべてA**

備考

※ 全長12m未満は不要。港域、航路等を頻繁に航行するものには2個、錨泊するものは1個必要
 ※1 全長12m未満のものは白灯(停泊灯兼用可)1個でもよい
 ※2 全長20m以上は両色灯は不可
 ※3 全長12m未満のものであって港域、航路等を頻繁に航行するもの以外のものは省略できる。
 ※4 ドライバ-1組、レンチ1組、ブライヤ-1個

新特定操縦免許への切替えには何が必要？

- ・操縦免許申請書
- ・現有の小型船舶操縦免許証
- ・写真(縦4.5cm×横3.5cm)
- ・手数料(1級2,000円、2級1,800円分の収入印紙)
- ・講習の修了証明書
- ・乗船履歴を証明する書類(※平水限定から無限定への履歴限定解除を同時に行う場合)



平水限定の特定操縦免許から無限定への切替えには何が必要？

- ・操縦免許限定解除(変更)申請書
- ・現有の小型船舶操縦免許証
- ・写真(縦4.5cm×横3.5cm)
- ・手数料(1,250円の収入印紙)
- ・乗船履歴を証明する書類

乗船履歴を証明するために必要となる書類は、船員法の適否や事業の内容によって異なります。詳細は、国土交通省のHPの早見表にて確認することができます。

乗船履歴のカウント方法は？

船員法適用船舶

船員手帳の雇入期間(雇入日～雇止日)が乗船期間となります。(有給休暇取得日数等を控除)

船員法適用外船舶

※小型旅客船(不定期航路)・小型漁船・遊漁船の場合

乗船期間中の**任意の1ヶ月間の運航実績が月20日以上**ある場合

事業期間と雇用期間の重複期間を乗船期間としてカウント

例) 1年のうち5月～9月末の5ヶ月間に船舶の船長として2020年～2021年まで乗船

乗船期間→5ヶ月×2=10ヶ月

乗船期間中の**任意の1ヶ月間の運航実績が月20日未満**の場合

事業期間と運航実績の割合($n/20$)で算出した日数をカウント

例) 船長業務に1年間従事した船舶の、任意の1ヶ月の運航実績が15日

乗船期間→ $15/20 \times 360$ 日=270日

※30日を1ヶ月、360日を1年として扱います。

上記以外の船舶のカウント方法や、証明方法の詳細は
国土交通省HPへ掲載しています。

「特定操縦免許」に関する申請先

北海道運輸局(本局) 011-290-2772

〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第二合同庁舎 7階

函館運輸支局 0138-49-9903

〒041-0824 函館市西桔梗町555番24

釧路運輸支局 0154-51-0057

〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目2番13号

旭川運輸支局 稚内庁舎 0162-23-5047

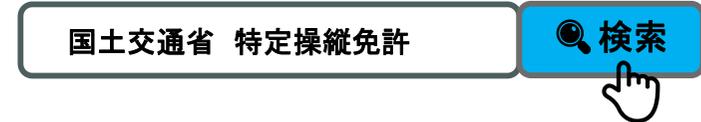
〒097-0023 稚内市開運2丁目2番1号 稚内港湾合同庁舎 2階

※「室蘭運輸支局入江庁舎、苫小牧海事事務所」及び「札幌、帯広、北見運輸支局」では受け付けられません。

国土交通省HP「特定操縦免許制度」特設ページのご紹介

URL: https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn10_000004.html

URLもしくは・・・



令和6年4月1日以降の特定操縦免許制度について

「海上運送法等の一部を改正する法律」による船舶職員及び小型船舶操縦者法の改正に伴い、令和6年4月より、**小型旅客船・遊漁船※の船長に必要な「特定操縦免許」**の制度が改正されます。

※小型旅客船・遊漁船は以下の船舶となります。

- [1]海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶（物のみの運送の用に供する船舶を除く。）
- [2]遊漁船業の適正化に関する法律第二条第二項に規定する遊漁船

改正の内容については、以下の改正概要をご確認ください。

- [◀新しい制度について](#)
- [◀既存の特定操縦免許を保有している方へ](#)

下方へスクロール



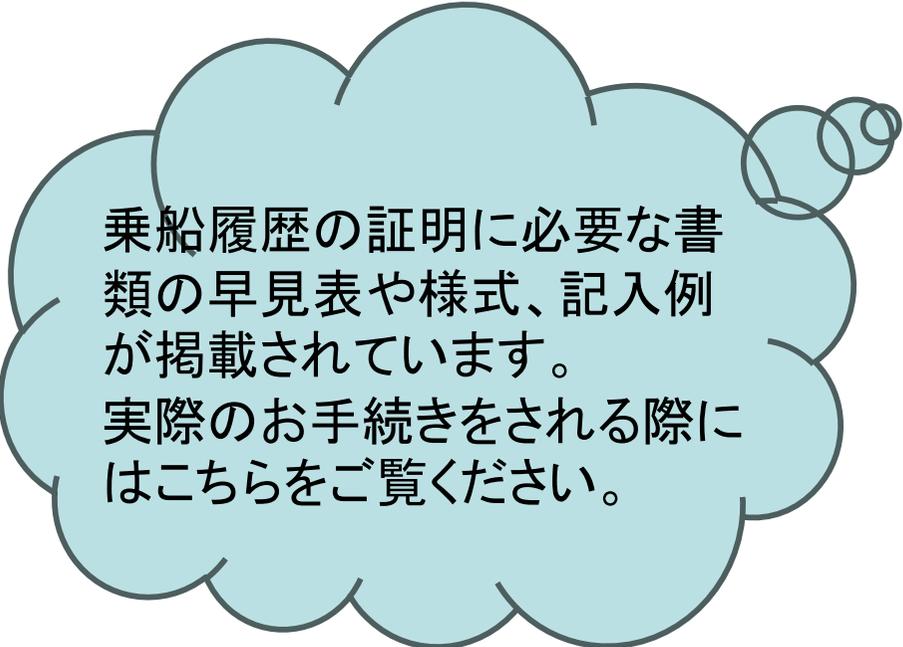
船員手帳受有者・・・船員手帳上の雇入期間（有給休暇取得日数等を控除）
 一括届出事業者・・・届出期間（対象外の船舶に乗船した日数等を控除）
 その他証明方法・・・船舶所有者又は船長による乗船履歴証明書等

▶乗船履歴の証明に必要な書類の早見表・乗船日数の計算方法・申請書の記入例はこちら

| | | |
|--|------------------------|-----------------------|
| 【第1号様式】乗船履歴表 | (Word) | (PDF) |
| 【第2号様式】特定操縦免許制度に係る乗船履歴証明書（官公署用） | (Word) | (PDF) |
| 【第3号様式】特定操縦免許制度に係る乗船履歴証明書（一般用） | (Word) | (PDF) |
| 【第4号様式】特定操縦免許制度に係る乗船履歴証明書（自己証明用） | (Word) | (PDF) |
| 【第5号様式】特定操縦免許制度に係る乗船履歴証明書（一括届出又は交替勤務制船舶） | (Word) | (PDF) |

また、早見表のうち、船員法非適用の事業用船舶に乗り組んだ乗船履歴を証明される場合の提出書類の様式例は下記のとおりです。

- ・ [証明する乗船期間のうち任意の1か月分の運航実績](#)
- ・ [労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条に基づく労働条件通知書](#)
- ・ [海上運送法に基づく事業許可申請書又は事業登録申請書（事業開始届出書を含む）](#)
- ・ [漁業法に基づく農林水産大臣又は都道府県知事による漁業許可証](#)
- ・ [都道府県に提出した業務規程（表紙、別表1及び別表2）](#)



乗船履歴の証明に必要な書類の早見表や様式、記入例が掲載されています。実際のお手続きをされる際にはこちらをご覧ください。